

水曜会会則

(名称)

第1条 本会は水曜会（以下、会という）と称する。

(事務局)

第2条 会の事務局は岡山県倉敷市三田351番地8に置くものとする。

(目的)

第3条 会の目的は次のとおりとする。

- 一、会員相互の情報、知識の交換および勉強会の開催
- 二、事業経営その他に係る研究活動
- 三、会員及びその家族相互の親睦活動
- 四、ボランティア活動、寄付その他公益福祉活動

(事業)

第4条 会の事業は次のとおりとする。

- 一、親睦活動としてのゴルフ交流会の開催
- 二、親睦旅行の企画・主催
- 三、定例会の開催
- 四、会員相互による情報交換の場の提供
- 五、その他前条の目的を達成するために必要と認められる活動

(会員)

第5条 会への入会を希望する者は、役員会の推薦を得ることを必要とする。

- 2 会は総会、定例会、その他全員参加の会合において年度中通算して2回の欠席をした会員に対し、1回限り通知する。当該会員は、3回目の定例会欠席日をもって脱会したものとみなす。

(役員)

第6条 会の役員、員数および事務を次のとおり定める。

- 一、会 長 1名 役員会の召集、会の運営および会の活動全体の責任を負う
- 二、副 会 長 2名以内 会長を補佐し、会長が欠けたときは会長を代行する
- 三、理 事 若干名 会員の意見を集約し会の運営に反映させるとともに、事務局長の連絡を補佐する
- 四、事務局長 1名 会の活動に係る庶務を担当し、連絡を行うとともに、会の収支計画を立案し、収支を経理し、財産を管理する
- 五、監 査 1名 役員会及び会の会計を監査し、必要あるときは会員を代表して意見を述べる

2 会は名誉顧問及び顧問を置くことができる。

(役員を選任および任期)

第7条 役員を選任は総会における互選によるものとする。ただし、前条第1項各号の選任は役員の間選によるものとする。

2 役員任期は2年とする。ただし留任を妨げない。

3 任期の途中において役員が欠けたときは、役員会において後任を定める。ただし、当該後任役員任期は残余の期間とする。

(会費)

第8条 会の会費は、年48,000円とする。ただし、年度の途中に入会したときは1か月当たり4,000円の月額会費を入会時に一括して納付する。

2 年度の途中で退会したときは当該年度の会費を返還しない。

3 会員は、毎年度総会後に会費1年分を納入する。会より督促後なお当該会費を納入しないときは、当該会員は脱会したものとみなす。

(事業年度)

第9条 会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(業種制限)

第10条 会員は、原則として一業種につき1社の入会とする。ただし、役員会において調整するときは、この限りでない。

(付則)

この規定は平成22年4月1日から適用する。